

定期合同点検実施結果(太田南小学校区)

日 時: 令和2年10月7日(水) 午前10時 ~ 12時

参加者: 学校2、PTA2、コミュニティ協議会1、交通安全母の会1、道路管理者(県1、市2)、警察1、市くらし安全安心課1、市教育委員会1

番号	場 所	交 通 環 境	要 望 点 (問 題 点)	担 当 部 署	対 策・改 善 計 画
1	太田下町1823番地1小学校西側	正門前で道路幅はあるが、雨がたくさん降ると歩くと水がたまり、児童は道路の中央まで水たまりを避けて通るので危険。 歩道橋を下りたところに大きな段差があり危険。	歩道部分を一段上げる。または、水抜き穴を開けるか、溝を付けて歩道部分に水たまりができないようにする。 歩道橋を下りたところの段差を埋める。	市道路管理課 高松土木事務所	○水たまりの原因を調査後に対策を実施。 ○歩道橋下の支柱土台の段差は、管理者において段差の解消を実施。
2	太田下町1823番地1小学校南側	南門側からはカーブミラーで東西が見えるが、道路の南からは東の見通しが悪く危険。 (R2年度:児童の事故1件)	南門にカーブミラー設置する。	市道路管理課 市教育委員会 高松南警察署	○カーブミラーは車両用のため歩行者用としては設置していない。 ○小学校敷地内に教育委員会が設置する。 ○横断歩道の塗り直しを実施。
3	太田下町1823番地1小学校から南に続く道路	細い道路で電柱等があり、自動車が来ると危険。 白線がない。 細い道で危険なのに時間通行規制がなく、雨天時特に危険。	非舗装部分の道路の整備。 白線の整備。 時間通行規制をしてほしい。7:00~8:00または、可能であれば、南門前の部分だけ自動車通行禁止にしてほしい。	市道路管理課 高松南警察署	○未舗装部分は私有地。 ○狭路のため、路側線は不可。 ○通行禁止は、住民等の意見を勘案したうえで周辺道路の規制と合わせ検討。
4	太田上町1060番地15~955番地15の道路両側歩道	道路の両サイドともに歩道境界の縁石がなく、歩道部分が狭いところがあり危険。	歩道の拡幅と縁石設置 (東側は早急をお願いしたい。) ※ 通学路としたい。	高松土木事務所	○道路の拡張予定等がないため、歩道整備はできない。 ○県道沿いの側溝の蓋を整備し直すことで対応している。
5	太田上町1182番地北側十字路横断歩道	児童の横断部分に横断歩道がなく危険。(東側はある。) 時間通行規制は7:30~8:30だが児童の登校時間帯は7:00~7:45。	交差点西側にも横断歩道の整備。時間通行規制を7:00~8:00に変更してほしい。	高松南警察署	○横断歩道の西側移設に関しては交差点形状等から現時点では移設できない。 ○住民の意見を勘案したうえで周辺の時間規制と合わせ変更を検討する。
6	⑤から太田下町1800番地中学校近辺までの道路の白線	通学路部分の白線が消えかかっている。 通学路部分の白線がないところがある。	白線の整備	市道路管理課 高松南警察署	○白線の塗り直し及び要望箇所に白線を引く。 ○横断歩道の塗り直しを実施。
7	太田下町1823番地1小学校東門前	下校時に児童が東門から出るときの見通しが悪く危険。	道路東側に道路の南北が見えるようにカーブミラーを設置。	市道路管理課	○施設からの出入りに係るカーブミラーの設置については施設管理者が対応。

8	太田下町1823番地1運動場北東三叉路	児童が横断しているところに横断歩道がない。	横断歩道の整備	市道路管理課 高松南警察署	○道路西側に路側線を引く。 ○横断歩道の設置は、見通しが悪いため設置はできない。
9	太田下町1778番地9から東に入る道～ことடன்高架下～2419-1への細道	交通安全面では友好的な道路だが防犯面では高架下トンネル内の電灯や街灯がなく危険。 舗装していないところが高架下の東西にあり、雨天時は土の道路がベタベタになって危険。	高架下トンネル内の電灯と街灯の設置。 高架下東西の道路の舗装。 ※ 通学路としたい。	市道路管理課	○未舗装部分は市道ではないため、舗装整備できない。 ○トンネル下の街灯も市道でないため設置できない。
10	太田下町2419番地1西の十字路	⑨を通学路としたときに横断歩道がなく危険。	横断歩道の整備	高松南警察署	○滞留場所の確保が困難なため横断歩道の設置はできない。

定期合同点検実施結果(十河小学校区)

日 時: 令和2年10月23日(金) 午前10時 ~ 12時

参加者: 学校2、PTA3、連合自治会長1、コミュニティ協議会等2、交通安全母の会1、道路管理者(県1、市2)、警察2、市くらし安全安心課1、市教育委員会1、健全育成センター2、

番号	場 所	交 通 環 境	要 望 点 (問 題 点)	担 当 部 署	対 策・改 善 計 画
1	亀田南町156-2 ツインヘア前	見通しが悪い。	横断歩道の設置。	高松東警察署 高松土木事務所	○横断歩道は、滞留場所の確保が困難なため設置不可。 ○クロスマーク等の道路標示で交差点があることを周知する。 ○一時停止規制柱に「自転車も止まれ」の補助標識を取付け注意喚起をする。
2	十川西町65-1付近	用水路が深く、危険。	ガードレールや側溝のふたの設置。	市道路管理課	○転落防止柵のガードパイプを順次設置していく。
3	小村町295-3付近	用水路が深く、危険。	ガードレールや側溝のふたの設置。	市道路管理課	○転落防止柵のガードパイプを順次設置するが、上記2を優先に設置。 ○外側線の塗り直し。

定期合同点検実施結果(花園小学校区)

日 時:令和2年10月28日(水) 午後2時 ~ 4時

参加者:学校1、PTA2、交通安全母の会1、道路管理者(県1市2)、警察1、市くらし安全安心課1、市教育委員会1、コミュニティ協議会2、交通安全協会1

番号	場 所	交 通 環 境	要 望 点 (問 題 点)	担 当 部 署	対 策・改 善 計 画
1	花園町1-11 花園タクシー横	見通しが悪く、道幅も狭い上、通行量が多い。北へ抜ける車が多いため朝の登校時、児童が横断歩道を渡りにくい。	一時停止線の位置の修正。 見通しがよくなるための環境改善。	高松北警察署	○ボランティアとともに花園交番勤務員が協力して街頭活動を行う。
2	花園町1-14 白牡丹美容院横	一方通行になっているが、逆走し、ムーミー前に抜ける車あり。	一方通行の表示。	高松北警察署	○パトカー等による街頭活動を強化する。
3	花園町1-13 時計ミヤギ前交差点	東西、南北に横断歩道がある。信号待ちの歩行者が多いが、歩道が狭いため、道路にはみ出す可能性がある。	ガードレールの設置。	高松土木事務所	○縁石とポールを設置して対策済みである。
4	花園町2-9 琴電長尾線踏切	歩道が狭く、児童と自転車の接触事故の可能性はある。	歩道の拡張もしくは自転車と歩行者の通行を分ける。	市くらし安全安心課 高松北警察署	○警察と協力し、自転車マナーの向上や自転車の交通法規に関する広報啓発活動を推進する。
5	上福岡町822 Direx高松中央店前歩道	西からの東へと通行する自転車が多く、接触の可能性はある。T字路になっており東から車道を横断する自転車もある。	歩行者と自転車の通行を分ける。 歩道の拡張。	高松北警察署 高松土木事務所	○横断歩道の塗り直しを実施。 ○県道側の外側線の塗り直しを実施。
6	上福岡町2012 オージー技研高松前交差点	交差点はあるが、信号機がなく、渡りにくい。	信号機の設置。	市くらし安全安心課 高松北警察署	○公園緑地課に樹木の剪定を依頼した。 ○交番パトカーによる街頭活動の強化と立哨活動を行う。
7	花園町3-10 高德線高架下付近	南北の歩道が狭く、時期によっては雑草が多く生えているため、自転車と歩行者の接触の可能性はある。	歩道の拡張。 自転車と歩行者の通行を分ける。	市道路管理課	○既に草木は伐採済み、今後も伐採や剪定依頼があればその都度対応する。
8	花園町3-9 興照寺付近T字路	時間帯によって一方通行となる。通行量が多く、東に抜けることができず歩行者が通りにくい。	停車禁止の表示。	高松北警察署	○他の危険性が高くなるため停車禁止規制はできない。
9	花園町3-4 パンの木前	道路幅員が狭く、交差点での出会い頭事故が多い。	事故が起こらないよう環境改善。	高松北警察署	○横断歩道や規制標示の塗り直しを実施。

定期合同点検実施結果(円座小学校区)

日 時:令和2年11月10日(火) 午前10時 ~ 12時

参加者:学校1、PTA1、コミュニティ協議会1、交通安全母の会1、道路管理者(市2)、警察1、市くらし安全安心課1、市教育委員会1

番号	場 所	交 通 環 境	要 望 点 (問 題 点)	担 当 部 署	対 策・改 善 計 画
1	琴電円座駅前	登校時の交通量が多く、歩道の幅が狭く、また歩道に駅利用者の自転車置かれていて利用できていない。	歩道の確保。	市道路管理課 市交通政策課 市くらし安全安心課	○狭路のため歩道の設置はできないが、今後、駅北側の路側帯の色塗りを実施して歩行者用通路を確保する予定である。 ○駐輪場利用者に対する駐車方法の周知、広報啓発活動に努める。
2	円座小学校北側道路	登校時の交通量が多く、歩道の幅が一部狭いところがあり、とても危険である。	歩道の確保。 登校時間帯の車両の乗り入れ規制。	市道路管理課 高松南警察署	○歩道幅員を確保できないため設置は不可。(道路拡幅予定なし) ○沿線住民や駅利用者のため、車両の乗り入れ規制は馴染まない。
3	円座小学校から南400m程の東西に伸びる道 円座町1992-2～西山崎町211-1まで	道路幅が狭く、路側帯もないので危険。また、曲がりくねっていて見通しも悪く、街灯もなく暗い。	街灯の設置。	市道路管理課	○消えている白線については塗り直し、また白線を引いていない所は狭路のため設置できない。 ○新設道路以外で道路照明灯の設置は行っていない。(自治会等で防犯灯の設置を検討)
4	西山崎町211-1の小交差点 (片岡設備南)	斜めに入る短い道の先の小交差点で左右が見えにくい。	通学路や飛び出し注意の標識の設置。	市道路管理課	○カーブミラーの支柱に「注意」の補助看板を設置。 ○交差点マーク(Tマーク)設置済み。
5	中道 円座町1544-1～円座町1077までの道	路側帯の白線が消えかかっている。	白線を書き直してほしい。	市道路管理課	○白線を塗り直し。
6	西山崎町240周辺	新しい団地から道路へ出る場所でカーブミラーがない。	カーブミラーの設置。 通学路の交通標識。	市道路管理課	○設置場所がないためカーブミラーの設置は不可、通学路標識は防犯の観点から設置しない。 ○交差点マーク(+マーク)で対応済み。

定期合同点検実施結果(古高松南小学校区)

日 時: 令和2年11月24日(火) 午前10時 ~ 12時

参加者: 学校1、PTA2、自治会1、交通安全母の会1、道路管理者(県1、市2)、警察1、市くらし安全安心課1、市教育委員会1

番号	場 所	交 通 環 境	要 望 点 (問 題 点)	担 当 部 署	対 策・改 善 計 画
1	新田町甲866-4付近 新田街道沿い	歩道が狭く、交通量が非常に多い。すぐそばを車が通り、側溝にふたがされている所とそうでない所があり危険である。	歩道の整備。 側溝のふたをつける。 横断歩道の設置。	高松土木事務所 高松北警察署	○道路の幅が困難なため歩道の設置はできない。 ○側溝は地権者や用水管理者等の了承が得られ、予算措置が出来れば順次蓋掛けを実施。 ○横断歩道は、滞留場所の確保及び見通しが悪く横断歩道上の安全確保等が困難であるため設置できない。
2	新田町甲2723付近	通学路として多くの児童や保護者が利用している。道幅が狭く用水路に落ちそうになることがある。	ガードレールの設置。	市道路管理課	○市道ではないためガードレールの設置はできない。
3	新川南橋西側	春日町方面から登校する児童が多く利用する。通勤する車が多く通行し、横断歩道を渡るのが危険である。渡った後の路側帯が狭いので、危険。	注意喚起できるような標識等が欲しい。	市道路管理課	○車両が左端を通りすぎないように、橋梁部横の歩行者用通路出入り部分にポールコーンを設置する。